

平成30年9月28日

保護者 様

垂井町教育委員会
垂井町小中校長会

電話の対応についてのお願い

清秋の候 日頃は、垂井町立学校の教育活動へのご理解・ご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全国的に、様々な業種での「働き方」改革が問題になる中で、教職員の時間外勤務や心身の健康の問題等が報道されています。岐阜県内においても教職員の働き方改革は喫緊の課題とされています。

学校は、子どもたちが元気に楽しく学ぶ場であり、そのためには、教壇に立つ教職員が心身ともに充実して児童生徒に向き合うことが何より必要なことと考えています。県内各地においても、これまでに様々な取組をしているところではありますが、なお、一層の見直しが求められているところです。また、垂井町においては、文部科学省・県の「業務改善加速事業モデル地域」の指定を受けています。

そこで、放課後に行う会議や活動の時間の確保により、長時間の時間外勤務を解消するために、各小中学校の電話対応の時間を原則として下記のとおり設定します。なお、それ以降の電話につきましては、留守番電話での対応とさせていただきます。何かとご不便をおかけすることがあるかと存じますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 電話対応の時間

- ① 水曜日、8のつく日・・・・・・・・・・ 18時まで
- ② その他の授業日・・・・・・・・・・【小学校】18時30分まで
【中学校】19時まで

※朝は、7時30分に解除します。

2 緊急の場合の連絡先（24時間対応窓口をご利用ください）

- | | |
|-------------------|--------------|
| 子供SOS24 | 0120-0-78310 |
| 岐阜県青少年SOSセンター | 0120-247-505 |
| ヤングテレホンコーナー（警察本部） | 0120-783-800 |

【参考】

岐阜県では、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり」を社会全体で進めるため、その取組の1つとして、毎月「8」のつく日を「早く家庭に帰る日」としています。

※安心して子供を生み育てることができる岐阜県づくり条例（第6条第3項）で定めています。

特にこの日は、子育て家庭の保護者の方は、働き方を見直し、仕事から早く帰って、家族そろって夕食を食べたりするなど、子どもとふれあう時間を持てるようにしましょう。

職場においても、従業員の子育てを応援するために積極的に取り組みましょう。

【ぎふ子育て応援団 ホームページより】